

地方税分野における本人確認について

本人から個人番号の提供を受ける場合には、

- ・ 番号確認（正しい個人番号であることの確認）
- ・ 本人確認（提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認）

の2つの確認を行うことが必要となります。

下図の①または②のそれぞれの写しを、特例申請書に添付して、郵送していただきますよう、お願い申し上げます。

内閣官房資料

マイナンバー取得の際の本人確認では、
番号確認と身元確認を行います。

	マイナンバー(個人番号)の確認	身元(実在)の確認
①		
②	通知カード or 住民票(番号付き) 等	運転免許証 or パスポート 等